

五泉市スポーツ少年団 規程

第1章 総 則

第1条 この組織は一般社団法人五泉市スポーツ協会五泉市スポーツ少年団と称する。

第2章 登 録

第2条 登録は五泉市スポーツ少年団への登録のほか、日本スポーツ少年団及び新潟県スポーツ少年団へ登録するものとする。

第3条 登録は、五泉市スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団が指定する要件を備えたものをもって登録する。

2 登録者は、別に定める登録料を納入するものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から翌年の3月31日までとし、毎年度これを更新する。

2 登録の方法は前条の定めるところによる。

第3章 役 員

第5条 五泉市スポーツ少年団に次の役員を置く。

(1) 本部長 1名 (2) 副本部長 若干名

(3) 委 員 各スポーツ少年団より1名

2 本部長、副本部長は就任時においてその年齢が75歳未満でなければならない。

第6条 委員は、各スポーツ少年団より1名選出する。

第7条 本部長、副本部長は専門委員会において選任し、五泉市スポーツ協会理事長が委嘱する。

2 本部長は五泉市スポーツ少年団を代表し、団務を統轄する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行しその職務を行う。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、ただちに欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 専門委員会

第9条 役員はスポーツ少年団の専門委員会を構成し、次の事項を協議し決定する。

- (1) 事業計画、事業実施についての具体的な諸事項に関すること。
- (2) 運営上緊急に議決する必要のある事項に関すること。

2 専門委員会は本部長が招集し、その議長となる。

第10条 専門委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第5章 その他

第11条 本部長・副本部長・委員を一般社団法人五泉市スポーツ協会定款第5条の会員とする。

第12条 この規程にない事項はすべて一般社団法人五泉市スポーツ協会定款によるものとする。

附 則 この規約は平成30年10月1日から施行する。